おくやみハンドブック

三好市



ご遺族の皆様へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。
ご遺族の皆様におかれましては、これからの生活などへの不安もある中、様々な手続きが必要になると存じます。三好市では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。
このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

三好市役所　☎ 0883-72-7600（代表 総務課）

事前準備について

三好市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。
まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。



STEP 1 持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP 2 委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。
相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

STEP 3 各種手続きチェックリスト

5・6ページの各種手続きチェックリストで、手続きが必要な項目を把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 4 ご来庁ください

本誌と必要なものをご持参のうえ、三好市役所または各支所へお越しください。
※各支所では一部お手続きできない場合がございますので、来庁される前に各支所へお問い合わせください。

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちのうえ、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

□ 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）

□ 認印（※相続人代表及び喪主）

□ 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

□ 基礎年金番号が記載されているもの（年金証書及び年金手帳）

□ 国民健康保険、後期高齢者医療保険の資格確認書

※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書

※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）

※加入者が亡くなられると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。

・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状等）

□ 介護保険被保険者証

※亡くなられた方の各種認定証（負担割合証、負担限度額認定証）

□ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

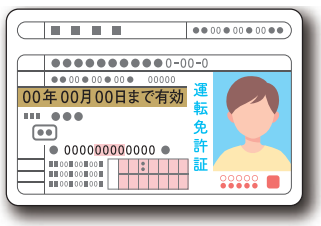
本人確認書類について

□ １点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書　など

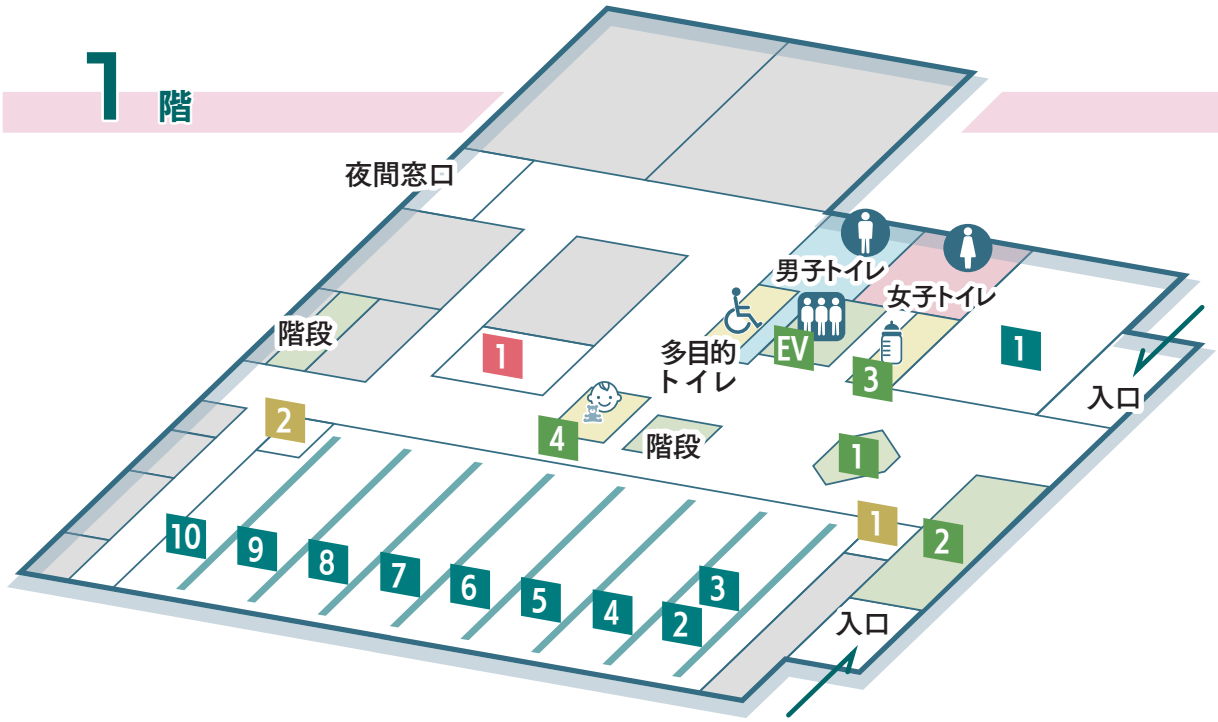
□ ２点で本人確認できる書類

健康保険・後期高齢者医療の資格確認書、
介護保険の被保険者証、各種年金手帳、学生証　など
※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



市庁舎館内フロアマップ

1階

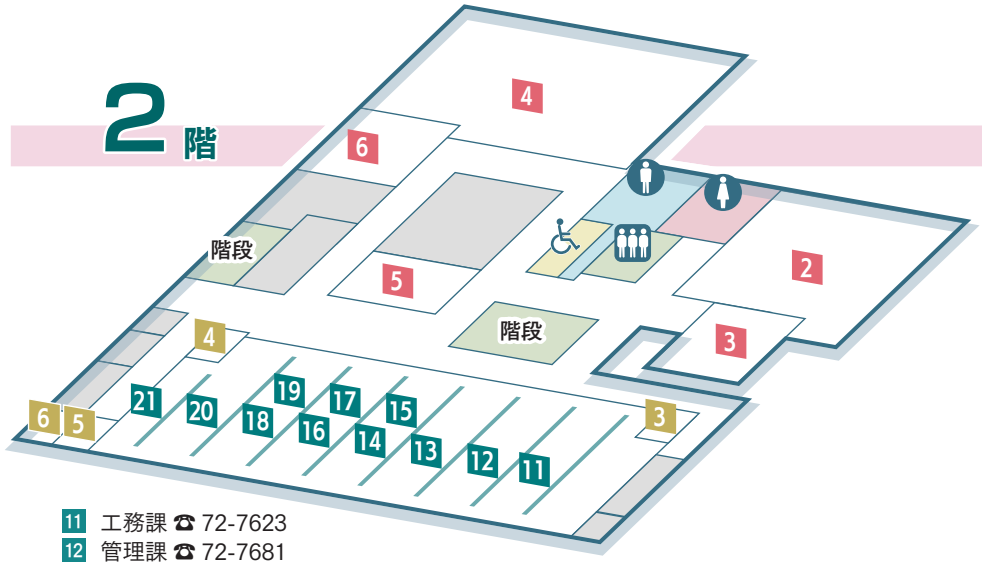


- 1 会計課 ☎ 72-7616
- 2 市民課 ☎ 72-7609
- 3 市民課人権室 ☎ 72-7622
- 4 保険医務課 ☎ 72-7613
- 5 長寿・障害福祉課 ☎ 72-7610
- 6 包括支援センター ☎ 72-5877
- 7 税務課 ☎ 72-7615
- 8 水道課 ☎ 72-7626
- 9 環境課 ☎ 72-3436
- 10 地域福祉課 ☎ 72-7647

- 1 総合案内
- 2 展示ギャラリー
- 3 授乳室
- 4 キッズスペース
- 1 会議室
- 1 2 相談室

※保健センター（健康づくり課と子育て支援課）は、58ページの地図のとおりですので、ご覧ください。

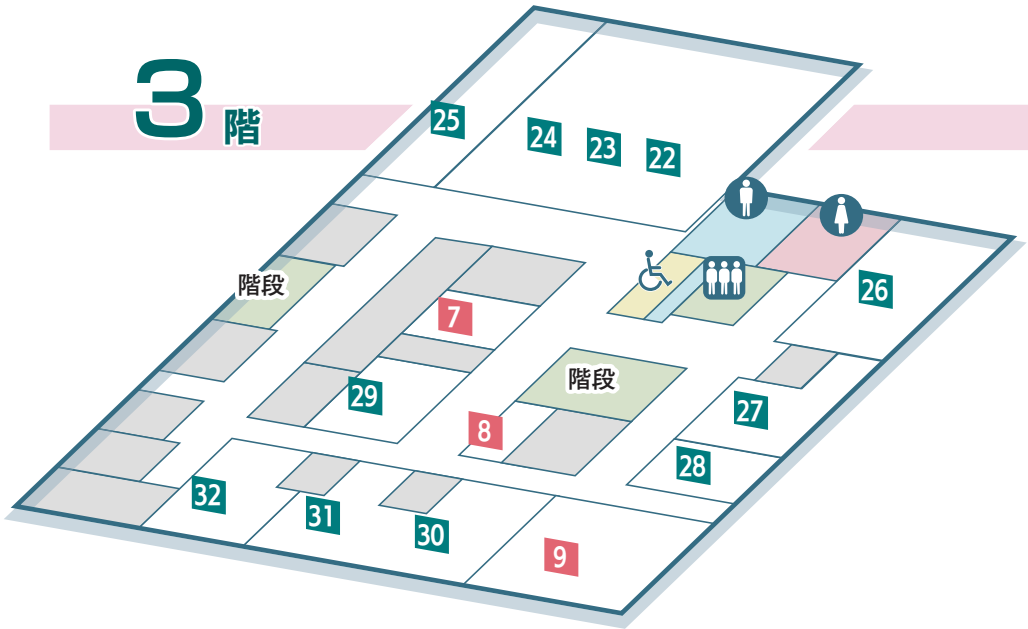
2階



11 工務課 ☎ 72-7623
12 管理課 ☎ 72-7681
13 地籍調査課 ☎ 72-7633
14 農業委員会 ☎ 72-7621
15 農林政策課 ☎ 72-7617
16 ジオパーク推進室 ☎ 72-7653
17 観光課 ☎ 72-7620
18 商工政策課 ☎ 72-7645
19 消費生活センター ☎ 72-7188
20 地方創生推進課☎ 72-7607
21 財政課☎ 72-7606

2 3 4 5 6 会議室
3 4 5 6 相談室

3階



22 学校教育課 ☎ 72-3555
23 社会教育課 ☎ 72-3900
24 青少年育成センター ☎ 72-3390
25 教育長室
26 市長室
27 秘書人事課 ☎ 72-7646
28 副市長室
29 管財課 ☎ 72-7635
30 危機管理課 ☎ 72-7625
31 総務課 ☎ 72-7600（代表）
選挙管理委員会☎ 72-7604
32 デジタル推進課☎ 72-7641

7 会議室
8 会議室
9 災害対策本部

死亡に伴う各種手続きチェックリスト（該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください）

区分	該当事項	☑	ページ
住民登録	戸籍（除籍）謄本を取得したい	□	P.8
	住民票（除票）を取得したい	□	P.9
	マイナンバーカード・通知カードを持っていた	□	P.10
	印鑑登録をしていた	□	
保　険	国民健康保険に加入していた	□	P.11
	国民健康保険税が課税されていた	□	P.12
	後期高齢者医療保険に加入していた	□	P.13
年　金	国民年金に加入していた 老齢基礎年金・障害年金・遺族年金を受給していた ※共済年金に加入または受給していた場合は、48ページをご覧ください。	□	P.14
	農業者年金に加入していた	□	P.15
	農業者年金を受給していた	□	
税　金	市税の納付が済んでいない	□	P.16
	口座振替登録をしていた	□	
	市・県民税が課税されていた	□	P.17
	固定資産税が課税されていた　（所有権移転登記が済んでいない）	□	P.18
	原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた ※大型バイク（125cc超）や軽三輪・軽四輪については47ページをご覧ください。	□	
	軽自動車税が課税されていた	□	P.19
介護保険	65歳以上または介護認定を受けていた	□	P.20
	介護保険料が発生していた	□	P.21
	家族介護支援事業（介護用品支給事業）による介護用品の現物支給を受けていた	□	P.22
	介護給付費が支給されていた	□	P23
高齢・障がい	高齢者等タクシー券を利用していた（未使用分のタクシー券がある）	□	P.24
	緊急通報サービスを利用していた	□	
	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	□	P.25

区分	該当事項	☑	ページ
高齢・障がい	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた	□	P.25
	特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を受給していた	□	P.27
	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	□	
	児童通所施設を利用していた	□	P.28
	障害福祉サービスを利用していた	□	
	地域生活支援サービスを利用していた	□	P.29
	重度心身障害者等医療費の助成を受けていた	□	
子ども	児童手当を受給されていた	□	P.30
	児童扶養手当を受給されていた	□	
	保育所や認定こども園を利用している子どもの保護者が亡くなられ、子どもの保護者の状況が変わった	□	P.31
	子どもはぐくみ医療費受給者証を交付されていた	□	
	ひとり親家庭等医療費受給者証を交付されていた	□	P.32
	幼小中に在籍する子どもの保護者が亡くなられ子どもの状況が変わった	□	
水道	水道を使用していた	□	P.33
森林	森林を所有していた	□	
農地	農地を所有していた	□	P.34
市営住宅	市営住宅に入居していた	□	P.35
その他	浄化槽または農業集落排水処理施設を使用していた	□	P.38
	家財整理をしたい	□	P.39
	犬を飼われていた	□	P.40
	市営墓地を使用していた	□	
	道路を占用していた	□	P.41
	河川、または法定外公共物用地を占用していた	□	P.42
	三好市防災行政無線システム 戸別受信機を設置していた	□	P.43

身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き （47 ページ参照） ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認	（49 ページ参照）
4ヶ月以内			○所得税の準確定申告 （50 ページ参照）
10ヶ月以内		○遺産分割協議 （49 ページ参照） ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告・納付 （50 ページ参照） ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

三好市で必要な手続きについては 8 ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

戸籍（除籍）謄本を取得したい

手続き　ご遺族が戸籍（除籍）謄本を取得する場合

手続き詳細

【証明の種類】

戸籍全部事項証明（戸籍謄本）	1通 450円
戸籍個人事項証明（戸籍抄本）	1通 450円
除籍全部事項証明（除籍謄本）	1通 750円
除籍個人事項証明（除籍抄本）	1通 750円
改製原戸籍謄（抄）本	1通 750円
戸籍の附票	1通 400円

※戸籍（除籍）謄本に死亡事項が反映されるまでに1～3週間程度時間がかかります。

相続などで戸籍が必要な場合、「出生から死亡まで」や「婚姻から死亡まで」の戸籍を一式といった形で求められることがあります。その場合、上記の戸籍を複数取得いただくようになりますので、事前にどういった戸籍が必要か提出先に確認しておいてください。

期　限

なし

手続き可能な人

- 戸籍に記載されている方
- 配偶者
- 直系尊属（父母、祖父母）
- 直系卑属（子、孫）

※上記に記載のない方（兄弟など）が申請する場合、委任状などの書類の提出を求める場合がありますので、事前にお問い合わせください。

必要なもの

□ 本人確認書類

※本籍地が他市町村の場合も、戸籍に記載されている方、配偶者、直系尊属、直系卑属の方は窓口で戸籍（除籍）謄本の申請ができますので、ご相談ください。（顔写真付き身分証明書の提示が必要です。）また、「郵送での請求」ができます。詳しくは本籍地にお問い合わせください。三好市の郵送請求申請書（証明交付申請書）はP.55～56を参照ください。

問い合わせ先

市民課（本庁1階）
☎ 0883-72-7609

MEMO

1. 住民登録に関する手続き

住民票（除票）を取得したい

手続き　ご遺族が住民票（除票）を取得する場合

手続き詳細

住民票（除票）　手数料　1通 400円

・住民票の写しに記載する事項（本籍、続柄など）は、提出先にご確認のうえ、ご請求ください。
・亡くなられた方のマイナンバー（個人番号）入り住民票（除票）の写しは、発行できませんので、ご注意ください。
・亡くなられた方の住民票（除票）の写しを請求できる人は、相続人及び利害関係人などです。死亡時に同世帯であった方でも請求者自身が相続人や利害関係人でなければ請求できません。また、請求時には使用目的をご記入ください。利害関係人の場合は、利害関係が明らかになる書類（疎明資料）が必要です。
・代理人が請求する場合は委任状が必要です。P.57の委任状を参照してください。
・債権者などが、住民票の写しを請求する場合は、請求する理由を確認できる書類（疎明資料）が必要となります。

期　限

なし

手続き可能な人

相続人及び利害関係人
※死亡時に同世帯であった方でも請求者自身が相続人や利害関係人でなければ請求できません。

必要なもの

☐ 本人確認書類
☐ 利害関係が明らかになる書類（疎明資料）

問い合わせ先

市民課（本庁1階）
☎ 0883-72-7609

MEMO

マイナンバーカード・通知カードを持っていた

手続き　カードの返却または破棄

手続き詳細	期　限
カードを返却する必要はありません。 亡くなられた方がマイナンバーカードまたは通知カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。 ※すべての手続きが完了するまでお持ちいただくか、番号を控えておくことをお勧めします。	なし 手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
	市民課（本庁1階） ☎ 0883-72-7609

印鑑登録をしていた

手続き　印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし 手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	市民課（本庁1階） ☎ 0883-72-7609

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き 資格確認書等の返却、資格喪失届の提出

手続き詳細	期　限
被保険者が亡くなられた場合は、資格喪失届を提出してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の資格確認書、限度額適用認定証など、国民健康保険から交付していたもの	保険医務課（本庁1階） ☎ 0883-72-7613

手続き 葬祭費の申請

手続き詳細	期　限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。 ※職場などの健康保険被保険者だった方が退職後3ヶ月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から2年間
	手続き可能な人
	葬祭執行者
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 葬祭執行者の通帳 □ 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書）	保険医務課（本庁1階） ☎ 0883-72-7613

MEMO

国民健康保険税が課税されていた

手続き　相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期　限
亡くなられた方に国民健康保険税が課税されている場合、国民健康保険税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※相続があることを知った日から3ヶ月以内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をした場合、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。また、相続放棄をした方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。	相続が発生した年内 **手続き可能な人** 相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 相続人代表者となる方の本人確認書類	税務課（本庁1階） ☎ 0883-72-7615

MEMO

2. 保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 資格確認書等の返却

手続き詳細	期　限
被保険者が亡くなられた場合は、資格確認書等を返却してください。 紛失された場合やご返却が難しい場合は不正利用防止等のため、ご自身でハサミで細かく切ってから処分してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書 □ 亡くなられた方の特定疾病療養受療証（交付されている場合）	保険医務課（本庁1階） ☎ 0883-72-7613

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期　限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（20,000円）が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から2年間
	手続き可能な人
	葬祭執行者
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 葬祭執行者の通帳 □ 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書・死亡診断書の写し等）	保険医務課（本庁1階） ☎ 0883-72-7613

手続き③ 相続人代表者指定の届出

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が加入されていた後期高齢者医療制度について、今後の大切なお知らせや手続きのために、ご遺族の中から代表者を決めていただくお手続きです。	なし
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 相続人代表者となる方の印鑑 □ 相続人代表者となる方（窓口届出の方）の本人確認書	保険医務課（本庁1階） ☎ 0883-72-7613

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入していた 老齢基礎年金・障害年金・遺族年金を受給していた

※共済年金に加入または受給していた場合は、48ページをご覧ください。

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細

■未支給年金

年金を受けている人が亡くなられたとき、その人に支払われるはずの年金が残っていたり、年金を受ける権利はあったが、請求しないうちに亡くなられたときは、未支給の年金が遺族に支給されることになっています。

この未支給年金は、遺族が請求し、一時金として支給されます。

■死亡一時金

国民年金の第１号被保険者として保険料を納めた月数が36ヶ月以上ある方が老齢基礎・障害基礎年金を受けることなく亡くなられたとき、遺族の方に支給されます。

■失踪宣告を受けた方の死亡一時金

失踪宣告の審判の確定日の翌日から２年以内にご請求ください。

※遺族年金については、失踪宣告により「死亡とみなされた日」の翌日から時効が進行し、５年が経過すると、請求時過去分として受け取れる年金は５年分だけになります。

必要なもの

■未支給年金

□ 亡くなられた方の年金証書・年金手帳
□ 死亡者との関係のわかる請求者の戸籍
□ 請求者名義の預金通帳（普通預金）
□ 請求者のマイナンバーカード
□ 生計同一証明（死亡者と住所が異なる場合）

■死亡一時金

□ 亡くなられた方の基礎年金番号通知書・年金手帳
□ 死亡者との関係のわかる請求者の戸籍
□ 請求者名義の預金通帳（普通預金）
□ 請求者のマイナンバーカード
□ 生計同一証明（死亡者と住所が異なる場合）

※手続きに添付する戸籍・住民票は、亡くなられた方の死亡日以降に発行のものです。

期　限

■未支給年金の場合：５年

■死亡一時金の場合：２年

手続き可能な人

■未支給年金の場合

亡くなられた方と生計を同じくしていた者

①配偶者
②子
③父母
④孫
⑤祖父母
⑥兄弟姉妹
⑦上記以外の３親等内の親族

※日本年金機構で把握してる対象者には、お知らせが届きます。

■死亡一時金

亡くなられた方と生計を同じくしていた者で、優先順位は未支給請求①～⑥と同じ

問い合わせ先

市民課（本庁１階）
☎ 0883-72-7609

日本年金機構
阿波半田年金事務所
☎ 0883-62-5350

3. 年金に関する手続き

農業者年金に加入していた

手続き　死亡一時金の請求　※該当しない場合あり

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が農業者年金に加入し８０歳前に亡くなられた場合、死亡当時、その方と生計を一にしていた人は死亡一時金の請求ができます。この手続きの窓口は、最寄りのＪＡ店舗になります。 ※農業委員会事務局ではないのでご注意ください。	速やかに **手続き可能な人** 相続人など ※未支給年金・死亡一時金を請求する場合は、請求順位が最も高い者
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 農業者年金証書または農業者年金被保険者証 □ 死亡日が確認することができる戸籍謄本など □ 請求者との続柄を確認できる戸籍謄本など	最寄りのＪＡ店舗 農業委員会事務局 （必要書類のご案内のみ） ☎ 0883-72-7621

農業者年金を受給していた

手続き　受給権者死亡届及び未支給年金請求手続き　※未支給請求は該当しない場合あり

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が農業者年金を受給していた場合、死亡当時、その方と生計を一にしていた人は未支給年金の請求ができます。この手続きの窓口は、最寄りのＪＡ店舗になります。 ※農業委員会事務局ではないのでご注意ください。	速やかに **手続き可能な人** 相続人など ※未支給年金・死亡一時金を請求する場合は、請求順位が最も高い者
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 農業者年金証書または農業者年金被保険者証 □ 死亡日が確認することができる戸籍謄本など □ 請求者との続柄を確認できる戸籍謄本など	最寄りのＪＡ店舗 農業委員会事務局 （必要書類のご案内のみ） ☎ 0883-72-7621

4. 税金に関する手続き

市税の納付が済んでいない

手続き 納付に係る手続き

手続き詳細	期　限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、亡くなられた方に代わって相続人様に納税義務がありますので、すでに届いている納入済通知書（納付書）を使用して納付してください。	納税通知書に記載の納期限まで **手続き可能な人** 相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 納入済通知書（納付書）	税務課（本庁1階） ☎ 0883-72-7615

口座振替登録をしていた

手続き 口座振替停止の手続き

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、窓口または電話にて口座振替の停止を申し出てください。	なし **手続き可能な人** 相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
なし	税務課（本庁1階） ☎ 0883-72-7615

4. 税金に関する手続き

市・県民税が課税されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期　限
亡くなられた方に市・県民税が課税されている場合、市・県民税の納税通知書は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※相続があることを知った日から3ヶ月以内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をした場合、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。また、相続放棄をした方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。	相続が発生した年内 **手続き可能な人** 相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 相続人代表者となる方の本人確認書類	税務課（本庁1階） ☎ 0883-72-7615

MEMO

固定資産税が課税されていた（所有権移転登記が済んでいない）

手続き　相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期　限
固定資産税の納税者が亡くなられた場合、その納税者に代わって固定資産にかかる納税などの管理をしていただく方を相続人の中から指定または変更をする届出になります。 ※所有権移転登記が済んでいる方は、税務課への届出は不要です。 ※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局でも手続きをお願いします。	相続が発生した年内 **手続き可能な人** 相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 相続人代表者となる方の本人確認書類	税務課（本庁1階） ☎ 0883-72- 7615 管轄の法務局 徳島地方法務局 美馬支局 ☎ 0883-52-1164

原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた

※大型バイク（125cc超）や軽三輪・軽四輪については47ページをご覧ください。

手続き①　登録抹消の手続き

手続き詳細	期　限
亡くなられた方名義の車両について、名義変更しない場合は必ず登録抹消の手続きをしてください。 軽自動車税は、毎年４月1日（賦課期日）現在、所有者として登録されている人に課税されます。そのため、３月末日までに手続きを完了させることをお勧めします。	亡くなられた日から30日以内 **手続き可能な人** 原則、相続人（代理人でも可）
必要なもの	**問い合わせ先**
□ ナンバープレート □ 標識交付証明書 □ 届出人の本人確認書類	税務課（本庁1階） ☎ 0883-72-7615

4. 税金に関する手続き

手続き② 名義変更の手続き

手続き詳細	期　限
亡くなられた方名義の車両を別の方が所有する場合は、名義変更の手続きをしてください。 軽自動車税は、毎年４月1日（賦課期日）現在、所有者として登録されている人に課税されます。そのため、３月末日までに手続きを完了させることをお勧めします。	亡くなられた日から15日以内
	手続き可能な人
	相続人もしくは新所有者（代理人でも可）
必要なもの	**問い合わせ先**
※手続き内容によって準備物が異なるため、詳しくはお問い合わせください。	税務課（本庁1階） ☎ 0883-72-7615

軽自動車税が課税されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出 ※別途、登録抹消や名義変更手続きが必要です

手続き詳細	期　限
亡くなられた方に軽自動車税が課税されている場合、軽自動車税の納税通知書は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※相続があることを知った日から３ヶ月以内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をした場合、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。また、相続放棄をした方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。	相続が発生した年内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 相続人代表者となる方の本人確認書類	税務課（本庁1階） ☎ 0883-72-7615

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 介護保険資格喪失届の提出

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証をお持ちだった場合は、介護保険資格喪失届を提出してください。介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証は返却してください。	死亡日から14日以内 **手続き可能な人** 親族もしくは後見人
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 介護保険被保険者証 □ 介護保険負担割合証 □ 介護保険負担限度額認定証 ※いずれも亡くなられた方の分 □ 届出者の方の本人確認書類 顔写真有の場合：1点 （例：マイナンバーカード・運転免許証等） 顔写真無の場合：2点 （例：健康保険資格確認書等 公共機関が発行しているもの） ※介護保険被保険者証は1点で差し支えありません	長寿・障害福祉課（本庁1階） ☎ 0883-72-7610 みよし広域連合 介護保険センター （P.58地図参照） ☎ 0883-76-0030

MEMO

5. 介護保険に関する手続き

介護保険料が発生していた

手続き 送付先変更届または介護保険資格喪失届の提出

手続き詳細

後日、介護保険センターより保険料の変更または還付に関するお手紙を送付する場合がございます。

独り暮らしをされていた方、施設に入所（居）されていた方など、送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は送付先変更届または介護保険資格喪失届にて郵便物の送付先を変更してください。

なお、既に送付先変更届を提出されていて、亡くなられた後も送付先に変更がない方は、改めて送付先変更届を提出する必要はありません。

※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ送付先変更届を郵送します。

期　限

死亡日から14日以内

手続き可能な人

親族

必要なもの

□ 届出者の方の本人確認書類

顔写真有の場合：1点
（例：マイナンバーカード・運転免許証等）

顔写真無の場合：2点
（例：健康保険資格確認書等 公共機関が発行しているもの）

※介護保険被保険者証は1点で差し支えありません

問い合わせ先

みよし広域連合
介護保険センター
（P.58地図参照）
☎ 0883-76-0030

MEMO

家族介護支援事業（介護用品支給事業）による介護用品の現物支給を受けていた

手続き　廃止届出書の提出

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーなどの介護用品について現物支給を受けていた場合は、家族介護支援事業廃止届出書の提出が必要になります。 現物支給を受けるに当たって提出された、家族介護支援事業利用申請書の申請者（介護者）を届出者として提出してください。	速やかに **手続き可能な人** 事業利用者
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 届出者の方の本人確認書類 顔写真有の場合：1点 （例：マイナンバーカード・運転免許証等） 顔写真無の場合：2点 （例：健康保険資格確認書等 公共機関が発行しているもの） ※介護保険被保険者証は1点で差し支えありません	みよし広域連合 介護保険センター （P.58地図参照） ☎ 0883-76-0030

MEMO

5. 介護保険に関する手続き

介護給付費が支給されていた

手続き 代表相続人指定届の提出

手続き詳細	期　限
亡くなられた方に介護保険高額介護（予防）サービス費等が支給されていた場合 、指定振込口座の解約等により振込できない場合があります。 相続人のうち、どなたが相続人の代表になられるのか「代表相続人指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。	速やかに **手続き可能な人** 相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 相続人代表者となる方の本人確認書類 顔写真有の場合：1 点 （例：マイナンバーカード・運転免許証等） 顔写真無の場合：2 点 （例：健康保険資格確認書等 公共機関が発行しているもの） ※介護保険被保険者証は 1 点で差し支えありません	みよし広域連合 介護保険センター （P.58地図参照） ☎ 0883-76-0030

MEMO

6. 高齢・障がいに関する手続き

高齢者等タクシー券を利用していた（未使用分のタクシー券がある）

手続き　資格喪失届と未使用分のタクシー券の返却

手続き詳細	期　限
亡くなられた方がタクシー券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分のタクシー券があれば返却となります。有効期限内であれば、口座振込にて還付を行います（券面額の２分の１）。	タクシー券の有効期限内
	手続き可能な人
	どなたでも可 （払戻しについては相続人）
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 高齢者等タクシー利用助成事業登録証 【還付がある場合上記に加えて】 □ 未利用分のタクシー券 □ 還付請求者の通帳 □ 還付請求者の印鑑	長寿・障害福祉課（本庁1階） ☎ 0883-72-7610

緊急通報サービスを利用していた

手続き　緊急通報サービス廃止届の提出

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が緊急通報サービスを利用していた場合、廃止届を提出してください。	速やかに
	手続き可能な人
	親族もしくは後見人
必要なもの	**問い合わせ先**
【利用料の還付がある場合】 □ 還付請求者の印鑑 □ 通帳	長寿・障害福祉課（本庁1階） ☎ 0883-72-7610

MEMO

6. 高齢・障がいに関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	長寿・障害福祉課（本庁1階） ☎ 0883-72-7610

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届書、年金給付請求書の提出

手続き詳細	期　限
掛金を支払っていた加入者が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	年金を受給する方または、 年金管理者
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 加入者の死亡診断書（死体検案書） □ 加入者の住民票（除票） □ 年金を受給する方の住民票 （世帯主、続柄の記載があるものが望ましい） □ 年金を受給する方の振込口座のわかるもの（通帳の写し） □ 加入証書など	長寿・障害福祉課（本庁1階） ☎ 0883-72-7610

【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

手続き　死亡・重度障害届書、弔慰金給付請求書の提出

手続き詳細	期　限
1年以上加入したあと、加入者の生存中に年金受給予定となっていた方が亡くなられた場合、加入期間に応じて加入者に弔慰金が支給されます。	速やかに
	手続き可能な人
	年金加入者または、 年金管理者
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の住民票（除票） □ 加入者の住民票 （世帯主、続柄の記載があるものが望ましい） □ 加入者の振込口座のわかるもの（通帳の写し） □ 加入証書など	長寿・障害福祉課（本庁1階） ☎ 0883-72-7610

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き　死亡・重度障害届書の提出

手続き詳細	期　限
	速やかに
	手続き可能な人
	相続人または、年金管理者
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の住民票（除票） ※県外住所者のみ必要	長寿・障害福祉課（本庁1階） ☎ 0883-72-7610

MEMO

6. 高齢・障がいに関する手続き

特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を受給していた

手続き 資格喪失届の提出（未払い分がある場合は未支払手当請求書の提出）

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が手当を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡後14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 印鑑 □ 未払い分がある場合は、生計を同じくしていた配偶者または扶養義務者の振込口座のわかるもの	長寿・障害福祉課（本庁1階） ☎ 0883-72-7610

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。 精神通院の場合、返還届が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）	長寿・障害福祉課（本庁1階） ☎ 0883-72-7610

MEMO

児童通所施設を利用していた

手続き　通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が通所給付決定保護者の場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなられた場合には通所受給者証の返却となります。	速やかに **手続き可能な人** どなたでも可（保護者死亡の場合は次に通所給付決定保護者になられる方）
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 通所受給者証 □ 次に通所給付決定保護者となられる方の印鑑及びマイナンバーの確認できるもの（保護者死亡の場合）	長寿・障害福祉課（本庁1階） ☎ 0883-72-7610

障害福祉サービスを利用していた

手続き　障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。	速やかに **手続き可能な人** どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	長寿・障害福祉課（本庁1階） ☎ 0883-72-7610

MEMO

6. 高齢・障がいに関する手続き

地域生活支援サービスを利用していた

手続き 地域生活支援サービス利用者証の支給決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が地域生活支援サービスを利用していた場合、死亡日をもって地域生活支援サービス利用者証の返却または保護者変更となります。また、利用している児童が亡くなられた場合には地域生活支援サービス利用者証の返却となります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可（保護者死亡の場合は次に支給決定保護者になられる方）
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の地域生活支援サービス利用者証 □ 印鑑（保護者死亡の場合）	長寿・障害福祉課（本庁1階） ☎ 0883-72-7610

重度心身障害者等医療費の助成を受けていた

手続き 重度心身障害者等医療費受給者証の返却及び、資格喪失届、相続人指定届の提出

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が重度心身障害者等医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族 （医療費請求については相続人）
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の重度心身障害者等医療費受給者証 □ 未請求分の医療費領収書 □ 未請求分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの	保険医務課（本庁1階） ☎ 0883-72-7613

MEMO

7. 子どもに関する手続き

児童手当を受給されていた

手続き　受給事由消滅届、受給者の変更手続き

手続き詳細

亡くなられた方が三好市から児童手当を受給していた場合、児童手当の受給資格が消滅します。児童手当を引き続き受給するためには、受給者の変更手続きが必要となります。（新しい受給者が公務員の場合は、その所属庁への申請となります。）

詳細については、子育て支援課までお問い合わせください。

期　限

亡くなられた日の翌日から数えて15日以内

手続き可能な人

児童の保護者等

必要なもの

□ 現受給者の受給事由消滅届
（窓口でお渡しするので、記入してください）

※受給者の変更手続き

□ 新しく受給者となる方の個人番号が確認できる書類

□ 新しく受給者となる方名義の口座の確認できる書類
（通帳・キャッシュカードなど）

問い合わせ先

子育て支援課
（保健センター1階 P.58地図参照）
☎ 0883-72-7648

児童扶養手当を受給されていた

手続き　受給資格者死亡届

手続き詳細

児童扶養手当受給者が亡くなられた場合、受給資格が消滅しますので、受給者死亡の届出を提出してください。また、未払分の児童扶養手当がある場合は、その請求についてもお手続きください。

期　限

亡くなられた日から14日以内

手続き可能な人

児童の保護者等

必要なもの

□ 受給者死亡届兼未支払手当請求書
（窓口でお渡しするので、記入してください）

□ 手当対象児童名義の口座の確認できる書類
（通帳・キャッシュカードなど）

問い合わせ先

子育て支援課
（保健センター1階 P.58地図参照）
☎ 0883-72-7648

7. 子どもに関する手続き

保育所や認定こども園を利用している子どもの保護者が亡くなられ、子どもの保護者の状況が変わった

手続き 保育の必要性認定の再確認

手続き詳細	期　限
保育の必要性の認定要件が変更となるため、改めて、認定要件について確認する必要があります。「保育所申込状況変更届 」や「保育の必要性認定のための書類」などを提出してください。	速やかに 手続き可能な人 児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
□ 保育所申込状況変更届 （窓口でお渡しするので、記入してください） □ 保育の必要性認定のための書類 （就労証明書や求職活動状況等申告書など） □ 支給認定申請書 （窓口でお渡しするので、記入してください） ※新たに保護者になる方の住所が三好市外にお住まいの場合は、その自治体での手続きが必要になります	子育て支援課 （保健センター1階 P.58地図参照） ☎ 0883-72-7648

子どもはぐくみ医療費受給者証を交付されていた

手続き 受給者証の返却、喪失届提出の手続き

手続き詳細	期　限
子どもはぐくみ医療費受給者証を交付していた方が亡くなられた場合、その児童の受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返却または破棄してください。	なし 手続き可能な人 【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなられた場合】 ご家族
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた保護者または児童の子どもはぐくみ医療費受給者証 □ 手続きを行う方の本人確認書類 □ 未請求分の県外医療費の請求書 □ 保護者が亡くなられた場合は、児童の監護者となる方が確認できる書類	保険医務課（本庁1階） ☎ 0883-72-7613

ひとり親家庭等医療費受給者証を交付されていた

手続き　受給者証の返却、喪失届提出の手続き

手続き詳細	期　限
ひとり親家庭等医療費受給者証を交付していた方が亡くなられた場合、その受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなられた場合】 ご家族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方のひとり親家庭等医療費受給者証 □ 手続きを行う方の本人確認書類	保険医務課（本庁1階） ☎ 0883-72-7613

幼小中に在籍する子どもの保護者が亡くなられ子どもの状況が変わった

手続き　必要な手続きの確認

手続き詳細	期　限
学校教育課までお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人
	学校教育課までお問い合わせください。
必要なもの	**問い合わせ先**
学校教育課までお問い合わせください。	学校教育課（本庁3階） ☎ 0883-72-3555

8. 水道に関する手続き

水道を使用していた

手続き 名義変更または閉栓手続き

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続きが必要となります。 ※電話手続き可 亡くなられた方の名義で水道料金の口座振替をしている場合、引き続き、水道を使用し口座振替を行う場合は口座名義の変更手続きを金融機関で行ってください。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。 **手続き可能な人** 親族または同居者が望ましい
必要なもの	**問い合わせ先**
□「水道使用量・料金のお知らせ」など使用者番号がわかるもの（※あれば望ましい）	水道課（本庁1階） ☎ 0883-72-7626

9. 森林に関する手続き

森林を所有していた

手続き 変更届の提出

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が森林を所有していた場合、森林を相続した旨の届出が必要になります。 ※不動産の相続登記の手続きは、法務局にお問い合わせください（令和6年4月1日、相続登記の申請の義務化開始）。	土地の所有者となった日から90日以内 **手続き可能な人** 相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 森林の土地の所有者届出書 届出書の様式は、林野庁ホームページよりダウンロードできます。（令和8年4月1日より様式改正） □ 相続した森林の土地の権利を取得したことがわかる書類（登記事項証明書など） □ 相続した森林の土地の位置がわかるもの（※あれば望ましい）	農林政策課（本庁2階） ☎ 0883-72-7617

10. 農地に関する手続き

農地を所有していた

手続き　農地を相続した旨の届出

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が農地を所有していた場合、農地を相続した旨の届出が必要になります。 ※不動産の相続登記の手続きは、法務局にお問い合わせください（令和6年4月1日、相続登記の申請の義務化開始）。	権利を取得したことを知った日からおおむね10ヶ月以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 相続登記完了後に届出書を提出してください。 届出書の様式は、三好市ホームページよりダウンロードできます。	農業委員会事務局 （本庁2階） ☎ 0883-72-7621

MEMO

市営住宅に入居していた

【名義人が亡くなられ、市営住宅を退去する場合】

手続き　明渡し手続き

手続き詳細	期　限
名義人が亡くなられた場合、市営住宅明渡し届の提出が必要となります。 必要書類については、個別の状況に応じてご案内いたしますので、お問い合わせください。	速やかに **手続き可能な人** ・同居者 【単身入居者の場合】 ・相続人 ・身元引受人
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 市営住宅明渡し届 □ 未納家賃	三野地区　三野支所 ☎ 0883-77-2311 井川地区　井川支所 ☎ 0883-78-5001 池田地区　管理課（本庁2階） ☎ 0883-72-7681 山城地区　山城支所 ☎ 0883-86-1111 西祖谷地区　西祖谷支所 ☎ 0883-87-2211 東祖谷地区　東祖谷支所 ☎ 0883-88-2211

MEMO

【名義人が死亡、または転出などで不在となり、ご家族が引き続き入居する場合】

手続き　承継手続き

手続き詳細	期　限
※承継を承認できない住宅もあります。 亡くなられた方が名義人の場合、その方と同居していた方が引き続き市営住宅にお住になられる場合は市営住宅入居承継承認申請書の提出が必要となります。	速やかに **手続き可能な人** ・配偶者 ・3親等以内の同居親族 ※入居してから1年以上居住していること
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 新名義人との続柄がわかる戸籍謄本 □ 住民票（世帯主・続柄の記載のあるもの） □ 新名義人と身元引受人の印鑑証明 □ 新名義人と身元引受人の登録印	三野地区　三野支所 ☎ 0883-77-2311 井川地区　井川支所 ☎ 0883-78-5001 池田地区　管理課（本庁2階） ☎ 0883-72-7681 山城地区　山城支所 ☎ 0883-86-1111 西祖谷地区　西祖谷支所 ☎ 0883-87-2211 東祖谷地区　東祖谷支所 ☎ 0883-88-2211

MEMO

11. 市営住宅に関する手続き

【入居しているご家族が死亡、または転出などで不在となった場合】

手続き 同居者異動届の提出

手続き詳細	期　限
市営住宅に入居している方が亡くなられた場合は入居者異動届の提出が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	名義人
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 異動の事実がわかる戸籍謄本 □ 住民票（世帯主・続柄の記載のあるもの）	三野地区　三野支所 ☎ 0883-77-2311 井川地区　井川支所 ☎ 0883-78-5001 池田地区　管理課（本庁2階） ☎ 0883-72-7681 山城地区　山城支所 ☎ 0883-86-1111 西祖谷地区　西祖谷支所 ☎ 0883-87-2211 東祖谷地区　東祖谷支所 ☎ 0883-88-2211

MEMO

浄化槽または農業集落排水処理施設を使用していた

手続き① 浄化槽使用者の変更届、浄化槽の休止届

手続き詳細	期　限
・市設置型の浄化槽の場合 浄化槽の使用者変更や休止の手続きが必要になる場合があります。 （株）三好浄化槽ネットワークまでお問い合わせください。 ・個人設置型の浄化槽の場合 普段ご利用されている維持管理業者に直接お問い合わせください。	速やかに **手続き可能な人** お問い合わせください。
必要なもの	**問い合わせ先**
お問い合わせください。 ※使用している浄化槽がどちらか不明の場合は、環境課にお問い合わせください。	環境課（本庁1階） ☎ 0883-72-3436 （株）三好浄化槽ネットワーク フリーダイヤル：0120-878-844 Tel：0883-87-8847

手続き② 農業集落排水処理施設使用者等変更届

手続き詳細	期　限
農業集落排水処理施設の使用者等に変更があった場合には届出が必要です。	速やかに **手続き可能な人** お問い合わせください。
必要なもの	**問い合わせ先**
お問い合わせください。	環境課（本庁1階） ☎ 0883-72-3436

MEMO

家財整理をしたい

手続き　各処理センターへのごみの搬入

手続き詳細	期　限
「燃やすごみ」はみよし広域環境センター（山城町下川字露口1472 番地）、「燃やさないごみ」はみよし広域連合清掃センター（池田町西山登リ尾1348 番地67）となります。 各処理センターへのごみの搬入の際は、事前にセンターへ電話連絡したうえで搬入してください。 〇ごみ受付時間　９時～12時、13時~16時 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 〇休業日　毎週土・日曜日、祝日及び年末年始 直接搬入する場合、指定袋を購入・使用する必要はありません。 大型・複雑（粗大）ごみを含め、各ごみを搬入する場合、10kgごとに100円の処理手数料（現金）が必要です。 センターで処理できないものもあります。詳しくは、「家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック」でご確認ください。（市のホームページで確認または市役所、各支所で入手できます。） ごみの発生場所（住所）が三好市以外の場合は搬入できません。 その他の家庭ごみの処分に関するお問い合わせ先は環境課です。	なし **手続き可能な人** 基本的にご親族の方
必要なもの	**問い合わせ先**
なし	みよし広域環境センター ☎ 0883-70-5855 みよし広域連合清掃センター ☎ 0883-72-0006 環境課（本庁1階） ☎ 0883-72-3436

MEMO

犬を飼われていた

手続き　飼い主の変更手続き

手続き詳細	期　限
登録している犬を飼っていた方が亡くなられた場合は、新しい飼い主の方への変更手続きをしてください。	なし
	手続き可能な人
	新しい飼い主の方
必要なもの	問い合わせ先
□ 登録事項の変更届	環境課（本庁1階） ☎ 0883-72-3436

市営墓地を使用していた

手続き　墓地の承継

手続き詳細	期　限
市営墓地の使用者が亡くなられた場合は、血縁の方に承継する手続きをしてください。	なし
	手続き可能な人
	承継される方
必要なもの	問い合わせ先
□ ①市営墓地使用承継許可申請書 □ ②亡くなられた方との関係がわかる戸籍謄本 □ ③申請者の住民票（本籍記載のもの）	環境課（本庁1階） ☎ 0883-72-3436

MEMO

道路を占用していた

手続き 道路占用許可の廃止または変更（相続等）手続き

手続き詳細	期　限
占用許可を廃止する場合は道路占用廃止届の提出を、名義の変更をする場合は道路占用譲渡申請を行ってください。添付書類として、占用許可書の写しと申請時の資料が必要です。	できるだけ速やかに **手続き可能な人** 相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
【道路占用の廃止】 □ 道路占用廃止届（様式第4号）及び占用許可書の写し 【名義の変更】 □ 道路占用譲渡（相続、貸与）申請書（様式第6号） □ 占用許可の写し □ 戸籍謄本 □ 登記簿抄本など ※詳細は事前にお問い合わせください。	管理課（本庁2階） ☎ 0883-72-7681

MEMO

河川、または法定外公共物用地を占用していた

手続き　占用許可の廃止または変更（相続等）手続き

手続き詳細

占用許可を廃止する場合は、法定外公共物占用廃止、または準用河川占用等廃止の手続きをしてください。

名義の変更をする場合は、法定外公共物権利義務継承届出、準用河川占用等（相続等）承認申請を行ってください。添付書類として法定外公共物占用許可決定通知書、または準用河川占用等許可証の写しと申請時の資料が必要です。

※詳細は事前にお問い合わせください。

期　限

なし

手続き可能な人

承継者

必要なもの

【準用河川占用等許可の名義変更】

□ 準用河川占用等（譲渡・相続・貸与）承認申請書（様式6号）
□ 準用河川占用等許可証の写し
□ 戸籍謄本

【法定外公共物占用許可の名義の変更】

□ 法定外公共物権利義務承継届出書（様式12号）
□ 法定外公共物占用許可決定通知書の写し
□ 戸籍謄本

【準用河川占用許可の廃止】

□ 準用河川占用等廃止届（様式5号）
□ 準用河川占用等許可証の写し

【法定外公共物占用許可の廃止】

□ 法定外公共物廃止届出書（様式11号）
□ 法定外公共物占用許可決定通知書の写し

※詳細は事前にお問い合わせください。

問い合わせ先

管理課（本庁2階）
☎ 0883-72-7681

12. その他の手続き

三好市防災行政無線システム 戸別受信機を設置していた

手続き 戸別受信機の返却

手続き詳細	期　限
亡くなられた方の住居に戸別受信機を設置していた場合で、同居者がいない場合は、危機管理課または各支所に機器の返却をお願いします。尚、放送を受信するために、外付けアンテナやケーブルテレビとの有線接続を行っている場合は、業者が機器の回収を行いますので、危機管理課までご連絡ください。	速やかに **手続き可能な人** どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
なし	危機管理課（本庁3階） ☎ 0883-72-7625

MEMO

MEMO

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項　目	期　日	備　考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険資格確認書やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
葬祭費等の請求	加入機関へお問い合わせください	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、葬祭費等の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5 年以内	【必要なもの】 年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、請求人の年金手帳・年金証書、マイナンバー、故人と請求人との関係がわかる戸籍、身分証明書等 年金事務所へお問い合わせください。 【手続き先】 最寄りの年金事務所

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項　目	期　日	備　考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	所轄の税務署 池田税務署 ☎ 0883-72-2155
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1 ヶ月以内	
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年 3 月 15 日まで	

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。
・受入証明書　・永代使用許可書

2 埋葬証明証を発行

現在、埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。

3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。
※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

▼必要書類
改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明書

▼提出先（受取先）
墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

4 遺骨を取り出し（魂抜き）

住職などにお経を上げてもらって遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。
※手元供養や散骨の場合は異なります。
※3　改葬許可証の受け取り以外については改葬先の管理者、または現在入られている宗派のお寺等へご相談ください。

担当課・問い合わせ先

市民課	環境課
☎ 0883-72-7609	☎ 0883-72-3436

市役所外で行う手続きチェックリスト

該当事項	☑	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	□	返納手続き	三好警察署 ☎ 0883-72-0110 阿波運転免許センター ☎ 0883-35-5110
恩給を受給していた	□	総務省恩給相談室へお問い合わせください	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	□	故人の住所地を管轄する健康福祉センター（保健所）へお問い合わせください	三好保健所 ☎ 0883-72-1122
被爆者健康手帳を持っている	□		
預貯金口座など	□	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	□	死亡保険金の請求、入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社または代理店
損害保険など	□	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社または代理店
三輪・四輪の軽自動車（660cc以下）を所有していた	□	廃車もしくは名義変更の手続きが必要です	軽自動車協会連合会徳島事務所 （徳島市応神町応神産業団地1-4） ☎ 088-641-2010 軽自動車検査協会　徳島事務所 （徳島市応神町応神産業団地1-3） ☎ 050-3816-3123
軽二輪車もしくは二輪の小型自動車を所有していた	□	廃車もしくは名義変更の手続きが必要です	徳島運輸支局 （徳島市応神町応神産業団地1-1） ☎ 050-5540-2074

該当事項	☑	主な手続き	問い合わせ先
国税	□	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 池田税務署 ☎ 0883-72-2155
不動産登記	□	土地・家屋等の所有者移転（相続）登記など	徳島地方法務局美馬支局 ☎ 0883-52-1164
クレジットカード	□	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	□	契約継承、解約	
インターネット	□	名義変更、解約	
電気・ガス	□		
ケーブルテレビ	□		池田ケーブル（株） ☎ 0883-72-3399
NHK 受信料	□		☎ 0120-15-1515
共済年金	□	加入もしくは受給していた場合は、各個人により必要な手続きや提出書類が異なりますので、右記へお問い合わせください。 その際に、亡くなられた方などの基礎年金番号がわかるものもご準備ください。	徳島県市町村職員共済 ☎ 088-621-3500（代） 公立学校共済組合 徳島県支部 給付・年金第二担当 ☎ 088-621-3182 地方職員共済組合 徳島県支部 ☎ 088-621-2046

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

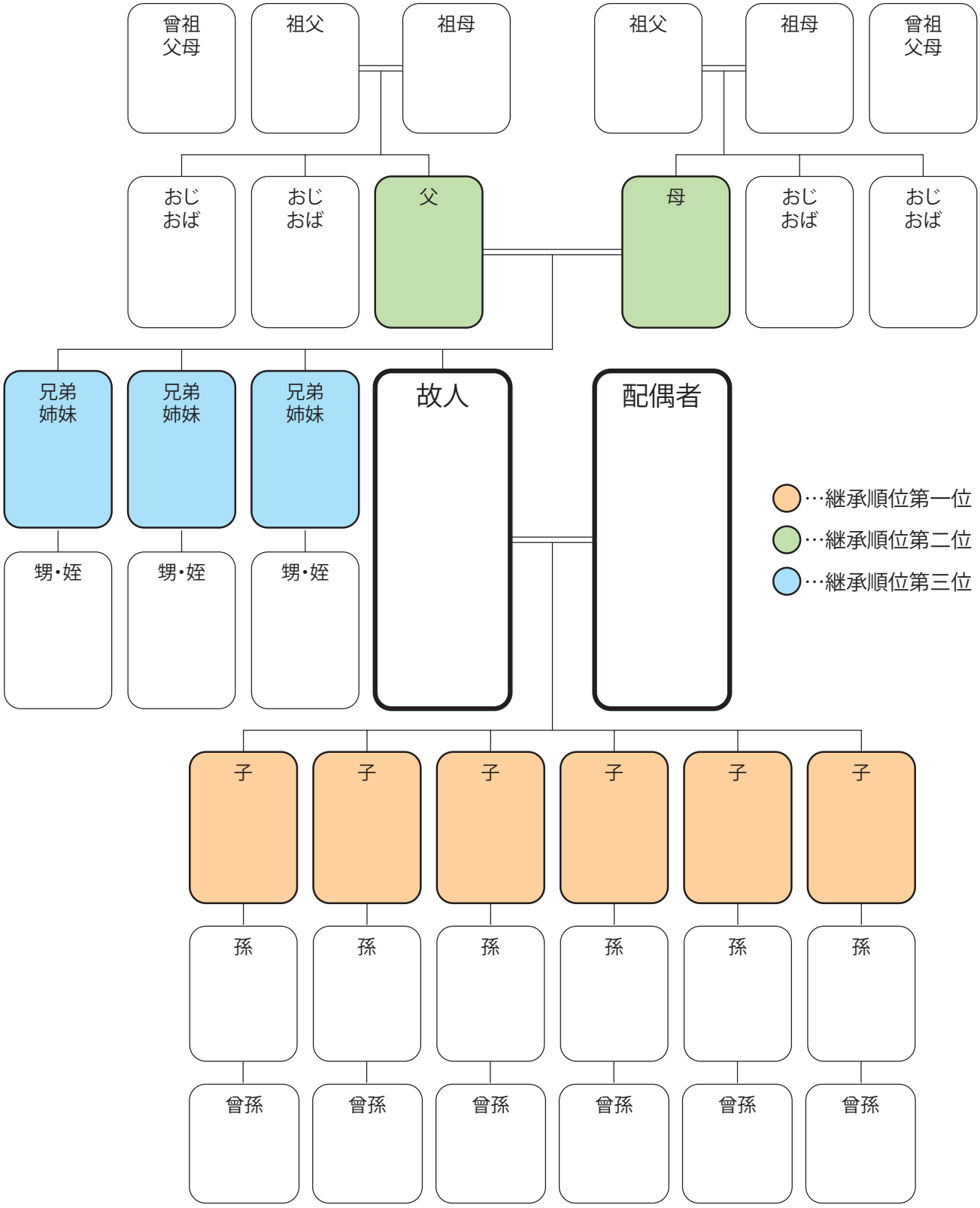
相続に関する手続きチェックリスト

☑	項　目	期　日	備　考
□	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
□	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局へお問い合わせください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
□	遺言書の検認		法務局以外（自宅など）で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
□	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅や他の不動産を所有している場合は、役所で「評価証明書」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。 その他、法務局で登記事項証明書または登記事項要約書を取得することで知ることもできます。
□	遺産分割協議 （協議書の作成）		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
□	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☑	項　目	期　日	備　考
□	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から亡くなられた日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
□	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円 ＋ 600万円 × 法定相続人の数

MEMO

家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP（https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html）をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備　考
預貯金	金融機関名	支店名	金　額	備　考
その他の資産	名　称	内　容	保管場所等	備　考
借入金・ローン	借入先	金　額	返済方法	備　考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備　考
公的年金	基礎年金番号	種　類	受給金額	備　考
個人年金・企業年金	名　称	番号・記号等	受給金額	備　考
その他				

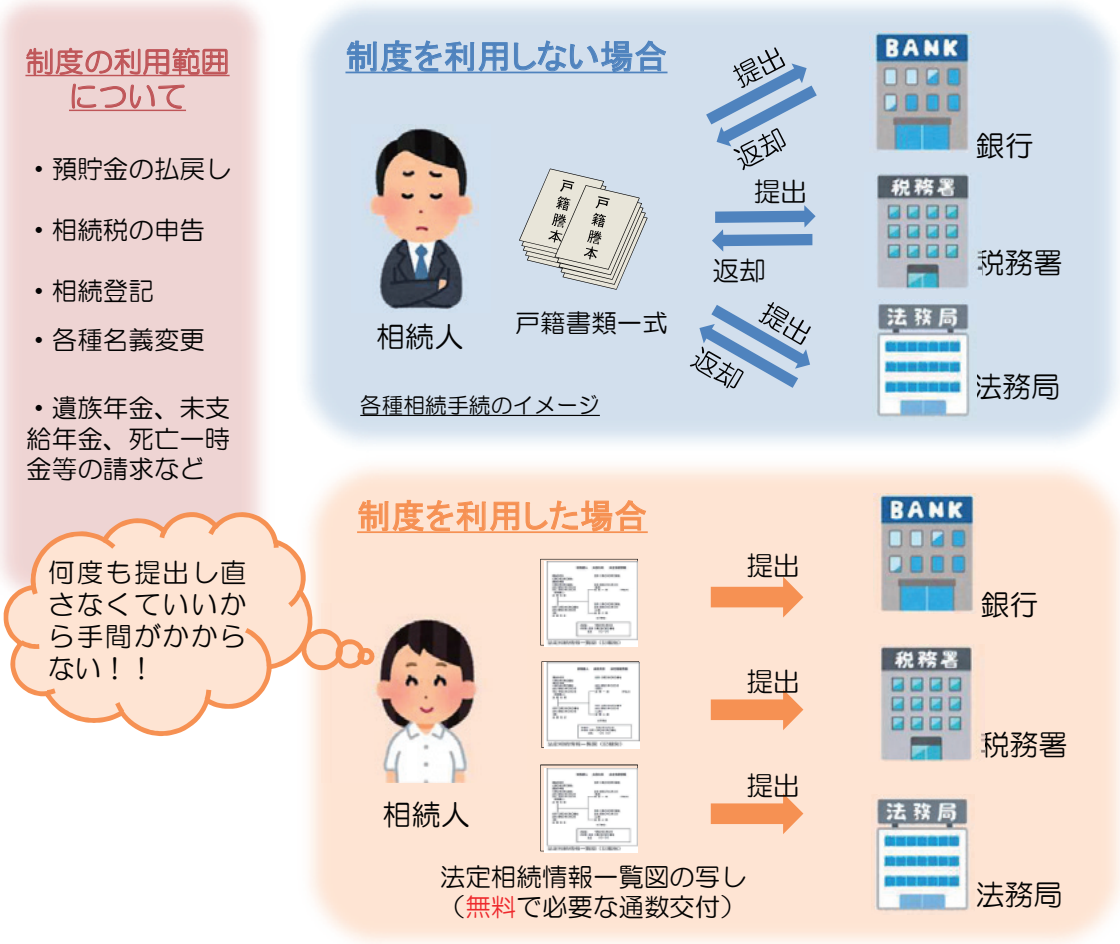
あなたの相続手続を応援します！

徳島地方法務局

法定相続情報証明制度を利用しませんか？

法定相続情報証明制度とは、相続人が法務局（登記所）に戸籍謄本等の必要書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを一覧にして証明する制度です。

法定相続情報一覧図の写しは、必要な通数の交付を受けることができるため、各種相続手続をするに当たって、従来のように、戸除籍謄本等の束を繰り返し提出することなく、複数の提出先に同時並行で手続することが可能です。

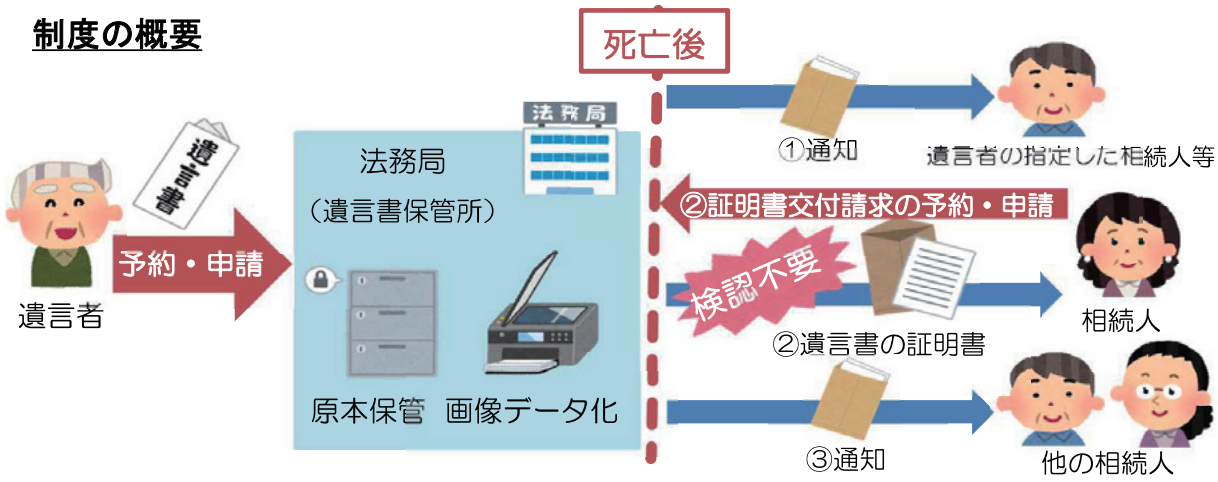


自筆証書遺言書の保管はありませんか？

令和２年７月１０日から、自筆証書遺言書を全国の法務局（本局・支局）で保管する制度、「自筆証書遺言書保管制度」が始まりました。

亡くなられた方が、法務局（本局・支局）に遺言書を保管してないでしょうか。

制度の概要



◎　相続人等は、遺言書の証明書の請求や、遺言書の閲覧等ができます。

◎　相続人等が遺言書の証明書の交付を受けたり、閲覧をすると、遺言書が保管されていることを法務局から他の相続人に通知します。

手数料　　※遺言書の閲覧等の各種手続は事前予約が必要です。

遺言書の閲覧の請求	1,400円（モニターでの閲覧） 1,700円（原本での閲覧）
遺言書情報証明書の交付請求	1,400円
遺言書保管事実証明書の交付請求	800円

相続登記はお済みですか？

令和６年４月から相続登記の申請が義務化されました。

土地や建物を所有していた方が亡くなられて相続が発生した場合、「相続による所有権の移転の登記」を法務局に申請することになります。

ご自身で相続登記の申請を行う場合、登記手続案内として、申請書の記載の仕方や登記に必要な書類等について、一般的な説明を行っています。(※)

登記手続案内は事前予約制となっていますので、事前に電話又は窓口での予約をお願いします。

必要書類の詳細は法務局ＨＰで

(※)　ご自身で相続登記の申請を行う場合、申請書の作成や必要書類の取得等は全てご自身で行っていただく必要があります。

なお、司法書士など登記手続きの専門家への相談もご検討ください。

「徳島県司法書士会相続登記相談センター　088-657-7191（相談予約専用）」

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

〒７７９－３６０２

徳島県美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南１２５－１

徳島地方法務局美馬支局　℡　0883-52-1164　自動音声案内「2」

戸籍等の郵送請求について

〒778-8501
徳島県三好市池田町サラダ1610番地1
三好市役所市民課　TEL0883-72－7609

・ご自身や配偶者、親、子の戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本は**お近くの市役所**で取得することができます。
（顔写真付きの身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）を持っていく必要があります。）

・郵送請求で取得できる戸籍は請求先の自治体が本籍地となっている戸籍のみです。
（三好市に請求される場合、三好市が本籍の証明書しか郵送で取得できません。）

・戸籍抄本・除籍抄本・改製原戸籍抄本・戸籍の附票・身分証明書等は**本籍地の市区町村**へ請求してください。
（戸籍・除籍・身分証明書を請求する場合の返信先は、請求する方の住所に限られます。）

・住民票の写し等は**住所地の市区町村**へ請求してください。
（住民票の写し等を請求する場合の返信先は、原則　請求する方の住所になります。）

同封していただくもの及び注意事項

①申請書について

証明交付申請書に必要事項をはっきり正確にご記入ください。

②手数料について

郵便局の「定額小為替」にてお支払いいただきます。
切手や印紙でのお取り扱いはできません。
必要金額分を郵便局にてお求めいただき、無記名の状態で同封してください。
各市区町村により手数料が異なりますので、お確かめのうえ、ご請求ください。

③返信用封筒について

切手を貼り、返信先の住所、氏名をご記入ください。
何通も請求される場合は、余分に切手を同封してください。
速達を希望される場合、「通常郵送料＋速達料金」分の切手を貼付してください。

④請求者の本人確認書類の添付について

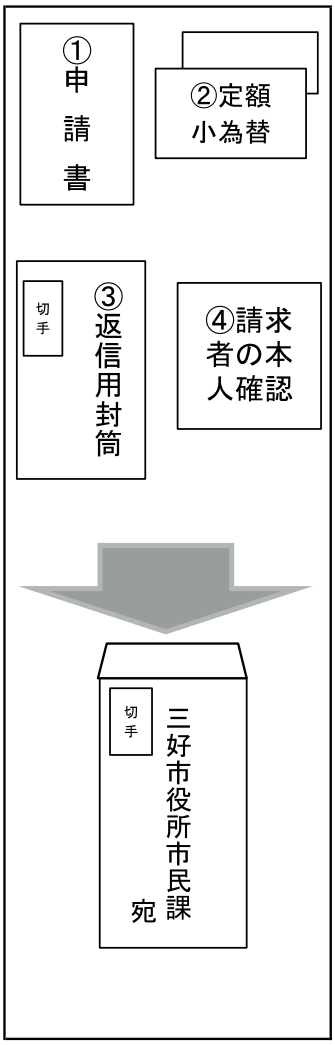
請求する方の氏名・現住所が記載された官公署発行の証明書コピーを同封してください。

例：運転免許証、マイナンバーカード、健康保険資格確認書、在留カード、特別永住者証明書など

（裏面に住所の記載があるときは、その部分のコピーも同封してください。）

＊住所が記載されていない旅券(パスポート)などは、郵送請求の場合は本人確認書類とはなりません。

＊証明書は有効期限内のものに限ります。



※その他、ご不明なことについては、お手数ですがお問い合わせください。

お　願　い

○郵送請求は、配達日数と市区町村での処理日数が必要になりますので、日数に余裕をもって　請求してください。

○原則、戸籍の請求については、**直系血族又は同一戸籍に記載されている方以外からの場合**については、プライバシーの保護、基本的人権の侵害等を防ぐため、**委任状が必要**になります。
なお、戸籍の身分証明書の請求については、**本人以外からの場合は委任状が必要**になります。
また原則、住民票の請求については、**本人および同世帯員以外の請求には、委任状が必要**になります。

○偽りその他不正の手段により交付を受けたときは、過料に処せられます。

戸籍・住民票等郵送請求用

証明交付申請書

＿＿＿＿＿＿ 市区町村長 あて　　＿＿＿＿ 年 ＿＿ 月 ＿＿ 日

○請求者はどなたですか？（下欄にご記入ください）

住　所	
氏　名	生年月日 大・昭・平・令・西暦 年 月 日
電話番号	（昼間の連絡先）

○どなたの戸籍(もしくは住民票)が必要ですか？

戸籍	本　籍	
	筆頭者の氏名	（お亡くなりになってもかわりません）
	必要な人の氏名	生年月日 大・昭・平・令・西暦 年 月 日
	請求者との続柄	□本人 □妻又は夫 □父母又は祖父母など(直系尊属) □子又は孫など(直系卑属) □その他（ ）
住民票	住　所	
	必要な人の氏名	生年月日 大・昭・平・令・西暦 年 月 日
	請求者との関係	□本人 □本人と同じ世帯に属する人　（左記に該当のない場合、下記へ詳しく具体的にご記入ください。）
	記載が必要なもの 共通事項	□氏名・住所など基本事項 □世帯主・続柄 □本籍・筆頭者 □住民票コード □個人番号
	記載が必要なもの 外国人住民の方のみ	□外国人住民となった年月日 □第30条の45に規定する区分 □在留資格 □在留期間等 □在留カード等の番号 □在留期間等の満了日
使用目的 どこへ何の為に提出しますか？		＊最近2週間以内に戸籍の届出をされた方は、届出年月日と種類、提出先を必ずご記入ください。 「 年 月 日に 届を 市区町村へ提出」

・誰のどのような記載が必要か、詳しく具体的にご記入ください。

□（ ）の現在戸籍　□（ ）の死亡記載がある戸籍

□（ ）の出生から死亡まで　□（ ）が記載された戸籍全て

□（ ）の【 】から【 】までの戸籍

□その他（具体的に下欄にご記入ください。）

（ ）

○何が必要ですか？　各市区町村により手数料が異なりますので、お確かめの上、ご請求ください。

	請求先	必要なもの（印をつけてください）	手数料（1通分）	必要通数
戸籍関係	本籍地	□ 全部事項証明(戸籍謄本)	450 円	通
		□ 個人事項証明(戸籍抄本)		
		□ 除籍 □ 謄本 □ 抄本	750 円	通
		□ 改製原戸籍 □ 謄本 □ 抄本	750 円	通
		□ 戸籍の附票 □謄本 □抄本 □ 基本事項のみ	400 円	通
		□ 本籍・筆頭者		
		□ 住民票コード		
		□ 身分証明書 □ 個人	450 円	通
		□ 独身証明書 □ 個人	400 円	通
住民票	住所地	□ 住民票の写し □ 全部 □ 個人	400 円	通
		□ 住民票の除票 □ 個人	400 円	通
		□	円	通

◆戸籍請求の場合、本人・配偶者・直系親族記載のもの以外（身分証明書は本人以外）は**委任状が必要**です。
住民票の場合、本人・同世帯員以外は**委任状が必要**です。
※独身証明書は本人以外請求不可

附票で必要となる住所

から

まで

送付金額	手数料（定額小為替）　円 ＋	返信用切手　円

※コピーしてご使用ください。

戸籍・住民票等請求用

※委任状はすべて委任する人本人（下記「私」）が記入してください。
本人が自署できない場合は下部の説明をご覧ください。

委　任　状（証明書発行用）

三好市長　宛　　令和　　年　　月　　日

私（窓口に行けない人）

氏名：　　生年月日　明・大・昭・平　　年　　月　　日

住所：

は

代理人（代わりに窓口へ行く人）

氏名：　　生年月日　明・大・昭・平　　年　　月　　日

住所：

に

下記□に✔を入れた交付申請及び受領又は手続についての権限を委任します。

戸籍等	本籍		筆頭者	
	□	戸籍謄本(全部事項証明)【除籍・改製原を含む】		通
	□	戸籍抄本(個人事項証明)	必要な人（　　）	通
	□	戸籍附票(全部・個人)	個人の場合は必要な人（　　）	通
	□	本人の身分証明書		通
	□	(　　)が記載された戸籍すべて※1		セット
	必要な理由(　　)			

※1　相続等の場合にご利用ください。

住民票の写し	記載内容	□基本事項のみ(住所・氏名・生年月日・性別・前住地など) □本籍・筆頭者　□世帯主・続柄　□住民票コード※2　□個人番号※2	
	□	住民票(世帯全員)の写し	通
	□	住民票(世帯の一部)の写し　必要な人(　　)	通
	□	住民票除票　必要な人(　　)必要な理由(　　)	通

※2 住民票コード・個人番号記載の場合は必要な理由を余白に記入してください。証明書は本人住所宛に郵送となります。

その他	□	＊具体的に記入してください（例）私三好太郎とその世帯員三好花子の通知カード記載事項を変更する

※委任する人（上記「私」）が自筆不可能なため、上記の内容を代理人以外の第三者の方が代筆する場合は、下記記入欄に代筆者が記入のうえ、いずれかにチェックしてください。

委任者本人（上記「私」以下同じ）が自筆不可能なため、

［住所:
氏名:］　が代筆しました。

また、この委任状は本人の意思を確認のうえ記入したものであることを誓約します。

※代理人が窓口で交付申請書をすべて記入できない場合、証明書の交付をお断りすることがあります。
※委任状の内容がすべて記入できていない、内容に誤りがある場合などは証明書の交付をお断りすることがあります。

市役所周辺案内図


水資源機構
池田ダム
国道32・192号線
セブン-イレブン
ウエノ
池田消防署
ローソン
高知・四国中央
国土交通省
三好警察署
池田高校
丸山神社
検察庁
簡易裁判所
池田幼稚園
池田中学校
池田小学校
諏訪公園
みよし広域連合介護保険センター
三好合同庁舎
ハローワーク
そらの郷
中央公民館
たばこ資料館
阿波銀行
農協
三好保健所
池田第一保育所
複合施設
郵便局
教育センター
MINDE
至 高松・徳島
商工会議所
医家神社
三好病院
総合体育館
徳島大正銀行
郵便局
池田交番
阿波池田駅
バスターミナル
セブン-イレブン
循環器内科
安宅
サンシャイン
市役所
フレスポ
保健センター
社会福祉協議会
環境課詰所
税務署
杉尾神社
林浄水場
N
※保健センター1階に健康づくり課、子育て支援課があります。

MEMO

広告

相続問題に関するご相談は
櫻井法律事務所にお任せください

相続トラブルは精神的負担が大きいですが、
早期解決のためにも一度弁護士にご相談ください

遺産分割について
ほかの相続人との
話し合いがうまくいかない
ので相談したい

遺言書を見つけたが
どうしてよいかわからない



相続放棄をしたいけど
詳しいことがわからないので
教えてほしい

相続人がたくさんいて
連絡がつかない人も
いるので困っている

相続以外の法律相談もお受けしております
＼ お気軽にご相談ください ／

＼ HPはこちらから ／

櫻井法律事務所

TEL 0883-87-8776
〒778-0002 徳島県三好市池田町マチ2201-8
徳島弁護士会所属 登録番号44764　弁護士 櫻井 彰

遺品整理
生前整理
空き家相談

三好市のご遺族様のお悩みご相談ください





こんなお悩みはございませんか？

- ☑遠方のため自分で整理ができない
- ☑忙しくて作業時間がない
- ☑空き家となったお家をどうしよう

などなど

（有）中川衛生が地域に根ざしたサポートを致します。
不用品の買取、空き家のご相談も承っています。

お気軽にお問い合わせください。

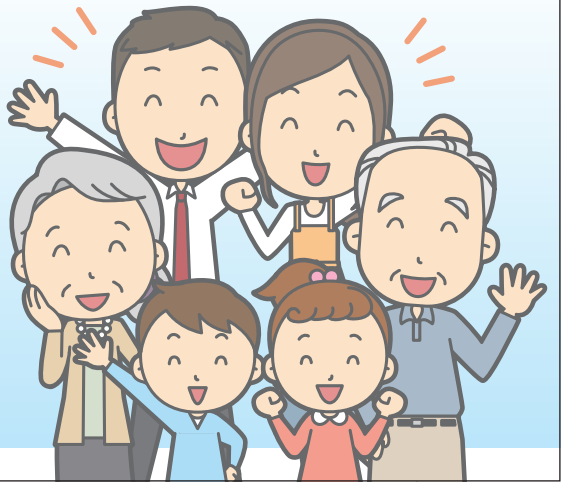
0883-74-1888

受付時間 8:00～17:00

（有）中川衛生

徳島県三好市池田町白地本名 1072 番地 1

古物商許可証 徳島県公安委員会 第 801120000321 号
一般廃棄物処理業 許可第 04-2003 号





ご供養に関するお困りごと、普段の日や法事のおまつりのこと。
仏事のことは何でもご相談下さい。



■ぶつだんのもり　本店
小松島市江田町字敷地前118-1
TEL.088-669-1115（代）
営業時間：9：30 ～ 18：30



■ぶつだんのもり　脇町店
美馬市脇町拝原 773-1
TEL.0883-53-2007
営業時間：9：00 ～ 18：00　定休日：火曜日

「耐震設計」鉄筋コンクリート3階建　高級室内型納骨堂
宗教法人 観音寺 観音霊園／観音聖陵
徳島市勢見町2丁目2　TEL.0120-48-1115
徳島市指令市環発 221 号／徳島市指令市環発第 513 号　平成 30 年 12 月 10 日許可
営業時間：9：00 ～ 17：00　定休日：毎週水曜日　第 1・第 3 金曜日

曹洞宗　貞真寺
脇町 宗心墓園
徳島県美馬市脇町大字脇町

アクセスの良さと上質な環境を兼ね備えたみはらしの丘に広がる安らぎの聖地。
名方池口イヤルパーク
徳島市加茂名町東名東山60-1 TEL.088-678-2112
徳島市指令市環発第 229 号　開園時間：9：00 ～ 17：00　定休日：毎週火曜日

仏壇・仏具・墓石・神殿・神具・石材工事・ギフト　宗派不問
本　店　応神店　阿南店　脇町店　かもじま店　淡路店
安心のブランド MORI
株式会社 ぶつだんのもり
0120-48-1115 お問い合わせ窓口
受付時間　9：00 ～ 18：00
https://www.b-mori.co.jp　ぶつだんのもり



三好市の「相続手続・相続税申告」はミカタにお任せください

相続手続きから相続税申告までワンストップ対応可能

- 戸籍収集・法定相続情報一覧図作成
- 遺産分割協議書の作成
- 預金の名義変更・不動産名義変更
- 相続税申告（所得税準確定申告も対応可能）
- 生前・二次相続対策

初回面談無料
（1時間程度）

事前見積り
相続手続 162,800円（税込）～
相続税申告 165,000円（税込）～

オンライン面談可能

まずはお気軽にお問い合わせください。

ミカタ税理士法人 徳島支店

〒771－2502　徳島県三好郡東みよし町足代2837－1

TEL：0883－79－3578

支店長　西岡 裕樹　窓口　西岡 裕樹　所属会：四国税理士会

※税務申告業務は税理士が、相続登記業務は司法書士がそれぞれ専門として担当致します。

ご連絡の際はおくやみハンドブックをみたとお伝えください

MIKATA

発　　行　　三好市役所
編集／制作　　株式会社鎌倉新書
発 行 年　　2026 年 10 月改訂版

